

入札説明書

佐賀労働局

佐賀公共職業安定所中央監視装置更新工事に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和6年7月3日

2 契約担当官等

支出負担行為担当官佐賀労働局総務部長 和田雅弘

3 工事概要

「仕様書」等のとおり

4 競争参加資格について

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和5・6年度厚生労働省競争参加資格において、資格区分「建設工事」、工種区分「管工事」で「A」又は「B」等級に格付けされている者。

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。

①1級又は2級管工事施工管理技士、これと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、国土交通大臣若しくは建設大臣が1級及び2級管工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定したものである。

②配置予定の監理技術者にあたっては、監理技術者資格認定証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずるものであり、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

③配置予定の主任技術者にあたっては、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

(6) 一般競争参加資格申込書及び一般競争入札参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に『厚生労働省大臣官房会計課長』から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(8) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近2年間、（下

記の⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。

- ①厚生年金保険 ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの) ③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

各保険料のうち、⑤及び⑥については、当該年度当該年度における年度更新手続きを完了すべき日が未到来の場合は前年度および前々年度、年度更新手続きを完了すべき日以降の場合は当該年度および前年度について保険料の滞納がないこと。(分納が認められているものについては、納付期限が到来しているものに限る)

- (9) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
(10) 予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

5 一般競争入札参加申込書等(証明書等)の提出について

本案件は、電子調達システムにより執行する。なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官へ書面による申し出をした場合に限り、紙入札方式(以下、紙入札)に変えることができる。

参加希望する者は、競争参加資格を有することを証明するために申込書及び資料を期限までに提出し、支出負担行為担当官から競争資格の有無について確認を受けなければならない。

- (1) 提出期限 令和6年7月31日(水)12時00分
(2) 提出書類及び方法

① 共通

提出書類:一般競争入札参加申込書、一般競争参加資格結果通知書(写)、直近2年間の社会保険、労働保険の保険料の納入が証明できる書類(領収書の写しで可)、誓約書、自己申告書。

② 電子調達システムによる場合

提出方法:電子データ化したものを電子調達システムにより送信すること。

③ 紙入札による場合

上記①の提出書類のほか、「電子調達システム案件の紙入札方式での参加について」(別紙1)

提出場所:佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第二合同庁舎4階

佐賀労働局総務部総務課(担当:会計第二係 武中)

電話番号:0952-32-7155

提出方法:持参又は郵送(書留郵便に限る)により提出すること。

※資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

※一旦受領した書類は返却しない。

※一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。

※契約担当官は提出された書類を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはない。

6 入札書等の提出について

入札書に記載する金額は、当該仕様書の内容のすべてを履行するに当たって必要となる諸費用全てとする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするため、課税業者か免税業者かに関わらず、見積した金額の110分の100に相当

する金額を入札書に記載すること。

以下に示す場所に指定した書類を期限までに提出しなければ入札を無効とする。なお、電子調達システムにより応札する場合は、通信状況により提出期限内に入札書が到着しない場合があるので、余裕をもって行うこと。

(1) 提出期限

令和6年8月6日（火）13時30分

(2) 提出書類及び提出方法

①電子調達システムによる場合

提出書類：入札金額内訳書 委任状（該当者のみ）

提出方法：入札金額は電子調達システムにより送信することとし、「入札金額内訳書」等については、PDF化したもの添付すること。

②紙入札による場合

提出書類：入札書及び入札金額内訳書 委任状（該当者のみ）

提出場所：佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第二合同庁舎4階

佐賀労働局総務部総務課（担当：会計第二係 武中）

電話番号：0952-32-7155

提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る）により提出すること。

※入札書には入札金額内訳書を添付（ホッチキス止め）の上、封筒に入れ封印し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官佐賀労働局総務部長）「及び「令和年 月 日開札〔入札案件名〕」を記入すること。

※郵送（書留郵便）により提出する場合は、二重封筒とし表封筒に「令和 年 月 日開札〔入札件名〕」の入札書在中の旨記載し、中封筒には上記と同様に氏名等を記入すること。

(3) 代理人による入札

①代理人が入札する場合は、委任の手続きを行うこと。

②代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入した、入札書の提出期限までに「委任状」を提出すること。

③入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(4) 人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出（GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに成約したものとする。

7 入札の無効

次に各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

① 参加する資格を有しないものによる入札

- ② 当該競争入札について不正行為を行ったものによる入札
- ③ 書面による入札において記名を欠く入札
- ④ 入札書の金額及び記名について誤脱及び判読不可能なものがある入札
- ⑤ 入札金額の記載を訂正した入札
- ⑥ 入札書に単価、数量及び総額を記載することを求めた場合の入札書に計算誤りがある入札
- ⑦ 1人で2以上の入札をしたものによる入札
- ⑧ 代理人でその資格のない者による入札
- ⑨ 支出負担行為担当官が要求する書類等を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反したこととなった者による入札
- ⑩ 前各号に掲げるもののほか競争の条件に違反したものによる入札

8 入札の延期等

入札参加者及びこれに関連する者が、共謀結託その他の不正行為を行い、または行おうとしていると認めるとき、また、入札条件の変更その他必要と認められるときは、入札を延期、若しくは取りやめることができる。

9 開札

(1) 開札の場所及び日時

開札日時 令和6年8月6日（火） 14時15分

開札場所 佐賀労働局 労災補償課横会議室

佐賀第2合同庁舎4階（佐賀市駅前中央3丁目3番20号）

(2) 再度入札

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは再度の入札を行う。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行う。

10 入札の辞退

- (1) 入札を辞退する時は入札執行前までに入札辞退届を支出負担行為担当官等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）にて提出する。
- (2) 入札を辞退したものは、これを理由として以後の入札等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

11 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

- (1) 予決令第79条の規定に基づいて定めた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱す恐れがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- (2) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじを実施することにより、落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者が決定したときは、入札者にその氏名(法人の場合にはその名称)及び金額を口頭及び電子調達システムにより通知するものとする。

12 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して共謀結託その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことがある。

13 代金の支払い

- (1) 当方による検査に合格しなければ代金は支払わない。
- (2) 代金の請求は、契約内容が全て履行された後、遅滞なく行うこと。
- (3) 請求書の宛名は「官署支出官佐賀労働局長」とし、振込先金融機関等を表示すること。
- (4) 当方の支払いは適正な請求書を受理後、40日以内に指定された金融機関に振り込むこととする。

14 入札結果（契約情報）の公表

電子調達システムにより執行した案件については入札結果を落札者の商号又は名称及び入札価格等を同システムに定める手続き従い公表することとする。

一定の条件を満たす案件については、入札件名、契約業者及び契約金額等を佐賀労働局ホームページ等に公表する。

15 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先

障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

- ・ヘルプデスク 0570-000-683 (IP電話等をご利用の場合 03-4332-7803)
- ・ホームページ <https://www.geps.go.jp/>

ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、6(2)に連絡すること。

16 その他

- (1) 本入札案件は、低入札価格調査基準を適用する。
- (2) 入札説明会は実施しない。

一般競争入札参加申込書

下記の案件について、一般競争入札実施に関する公告を拝見し競争入札に参加したく、下記により申込致します。

記

物件名 佐賀公共職業安定所中央監視装置更新工事

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項について

(1) 令和5・6年度厚生労働省競争参加資格（九州沖縄地域、建設工事）における等級
「工種区分：管工事（ ）等級」

(2) 仕様書に示す成果物等を支出負担行為担当官が指定する日時、場所に十分に納入することができる。

はい・いいえ

(3) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。

はい・いいえ

(4) 支出負担行為担当官から取引停止の措置を受けている期間中ではない。

はい・いいえ

(5) 労働保険に加入しており、かつ労働保険料の滞納がない。（直近2年度の労働保険料の未納がない）

はい・いいえ

※（□：口座振替利用（ 年度 期分から利用している））

↑ 口座振替を利用している方は□欄にチェックを入れて、カッコ内を記入してください

(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者である。

はい・いいえ

(7) 商法その他の法令の規定に違反して営業を行った者でない。

はい・いいえ

(8) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をした者ではない。又、記載をしなかった者でない。

はい・いいえ

(9) 入札説明書の交付を受けた者である。

はい・いいえ

(10) 暴力団等に該当しない者である。

はい・いいえ

(11) 入札業者情報（※紙入札業者のみ記載）

1	事業所名	
2	所在地	〒
3	代表者	氏名
4		役職
5		電話番号
6		FAX番号
7	担当者	所属名称
8		氏名
9		所属住所等
10		電話番号
11		FAX番号
12		メールアドレス（任意）

※漏れがないように記載すること。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
佐賀労働局総務部長 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

誓 約 書

- 私
 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）以下同じ）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

役員等名簿

法人名: _____

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日 S H 年 月 日	備考
	()	S H 年 月 日	
	()	S H 年 月 日	
	()	S H 年 月 日	
	()	S H 年 月 日	
	()	S H 年 月 日	
	()	S H 年 月 日	
	()	S H 年 月 日	
	()	S H 年 月 日	
	()	S H 年 月 日	
	()	S H 年 月 日	

(注) 法人の場合、本様式には登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 4 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。
- 5 再委託者が子会社である場合も再委託として取扱う等の、再委託の制限をはじめとした契約条項を遵守する。

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

佐賀労働局総務部長 殿

(別紙1)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
佐賀労働局総務部長 和田 雅弘 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

政府電子調達（調達システム）案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札案件名
佐賀公共職業安定所中央監視装置更新工事

- 2 調達システムでの参加ができない理由

(別紙 2-1)

入札書

¥

(税抜き)

件名：佐賀公共職業安定所中央監視装置更新工事

※入札金額内訳書（別紙 2-2）を添付して下さい。

上記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承認のうえ入札いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号及び名称

代表者氏名

代理 人

支出負担行為担当官
佐賀労働局総務部長 殿

(別紙2-2)

入札金額内訳書

件名：佐賀公共職業安定所中央監視装置更新工事

施設名称	項目	数量	単位	金額
佐賀公共職業安定所	中央監視装置更新工事			
	直接工事費		式	円
	共通費			
	共通仮設費		式	円
	現場管理費		式	円
	一般管理費		式	円
	入札金額			円

※上記の入札金額には、消費税及び地方消費税を含まないこと。

※本紙に「科目別内訳書」、「中科目別内訳書」及び「細目別内訳書」を添付すること。
書式は公共建築工事内訳書標準様式に準じた任意様式とする。

※提出方法

電子入札業者：本紙をPDF化し、入札金額提示時に政府電子調達システムへ登録させること。

紙入札業者：「入札書」と本紙をホッチキス等により一体化させ、封筒に同封すること。

入札者

住所

商号及び名称

代表者氏名

代理人

(別紙 3)

委 任 状

今般、都合により を代理
人と定め、次の物件について下記の権限を委任します。

物件名 佐賀公共職業安定所中央監視装置更新工事

権限内容 入札に関する一切の権限

令和 年 月 日

住 所

氏 名

(代理人氏名)

支出負担行為担当官
佐賀労働局総務部長 殿

(別紙4)

入札辞退届

案件名：佐賀公共職業安定所中央監視装置更新工事

上記について、入札申込みをしましたが、都合により入札を辞退します。

令和　年　月　日

住　所

商号及び名称

代表者氏名

代理 人

支出負担行為担当官
佐賀労働局総務部長 殿

仕様書

1 件名

佐賀公共職業安定所 中央監視装置更新工事

2 工事場所

佐賀公共職業安定所 佐賀県佐賀市白山2-1-15

3 履行期限

契約締結の翌日から令和7年3月31日（月）まで

作業実施は、原則閉庁日とする。

具体的なスケジュールについては、現地担当者と打ち合わせの上、決定する。

4 工事内容

（1） 佐賀公共職業安定所における中央監視装置更新工事 一式

現在使用しているアズビル社製の中央監視装置 savic-netEVmodel10 を savic-netG5 コンパクトに更新する（別紙1参照）。

品目、数量等の詳細については、別紙2仕様書内訳のとおり。

幹線は既設を流用する。

（2） 不用機器類等の撤去

撤去物の運搬・処分は法令等に基づいた適正な処分を行うものとする。

（3） 上記に付帯する工事 一式

※添付図面として、「各階平面図」。他に必要な図面がありましたら、ご相談ください。

5 留意事項

- （1） 金額には、工事に係る材料費（消耗品等含む）、運搬費、廃棄費、養生費、清掃費、諸経費一切の費用を含めること。
- （2） 別紙2の仕様書内訳は参考として取り扱い、詳細は、受注者が現地にて確認すること。
- （3） 見積のための現地調査は、佐賀公共職業安定所庶務課 0952-24-4361（51#）に連絡の上、同担当者の都合がつく開庁時間帯に訪問すること。
- （4） 受注者は、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うこと。費用は、受注者の負担とする。
- （5） 作業は、職員、来庁者の妨げとならないよう安全確保のための対策を講じること。また、近隣住民等の迷惑にならないよう言動・行動及び騒音等については充分配慮して行うこと。
- （6） 労働基準法、労働安全衛生法、その他関係法令を遵守し行うこと。
- （7） 作業に必要となる場合、庁舎の電気及び水道の使用を許可する。
- （8） 施工に際しては、養生を十分に行い、片付け、清掃を励行すること。

- (9) 作業日程、時間、工事車両の駐車スペース等については、佐賀公共職業安定所庶務課担当者との調整により行うこと。また、閉庁日の工事については、必要に応じて、佐賀公共職業安定所担当者等が立ち合いをする。
- (10) 施工には、国土交通省大臣官房官庁營繕部監修、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）及び公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）の内容を順守すること。
- (11) 工事に際して、建物及び工作物を破損、汚損したときには、速やかに請負者の責任において復旧すること。
- (12) その他、本仕様に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

6 担当

(1) 現地担当

佐賀公共職業安定所 庶務課長 山口
佐賀県佐賀市白山 2-1-15
電話 0952-24-4361 (51 #)

(2) 契約担当

佐賀労働局総務部総務課 会計第二係 武中
佐賀市駅前中央3丁目3-20
電話 0952-32-7155

7 代金の請求及び支払について

- (1) 当方の検査職員による検査に合格しなければ代金は支払わない。
- (2) 当局の支払いは、適法な請求書を受理後、40日以内に指定された金融機関へ振り込むこととする。
- (3) 請求書の作成については、以下のとおりとすること。

宛名：官署支出官 佐賀労働局長
代金の振込先として請求書に次の事項を記載すること。
金融機関名、支店名、預貯金種別、口座番号、口座名（カナ、漢字）

8 その他

- (1) 施工完了の日から2年以内に発見された瑕疵に係る修理又は取替の諸費用は施工業者が負担すること。
- (2) 本契約で知り得た事項は守秘義務を厳守し、情報の漏洩防止対策に万全を期すこと。
- (3) 落札者は、仕様書等の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 仕様書は概要を示すものであるため、主たる工事に基づき生じる付随工事等の本仕様書に記載のない事項は、現地での確認及び調査に基づき、入札日の前日までに必ず解決し、入札金額に反映させること。
- (5) 契約締結時には、下記の資料を提出すること。
・工事着工届書（様式は任意）

・仕様書に基づく工程表（様式は任意） 1部

・現場代理人等通知書及び経歴書 1部

(6) 工事完成時には、以下の資料を提出すること。

・工事完了届（様式は任意） 1部

・施工前、施行中、施工後の各写真及び材料写真 1部

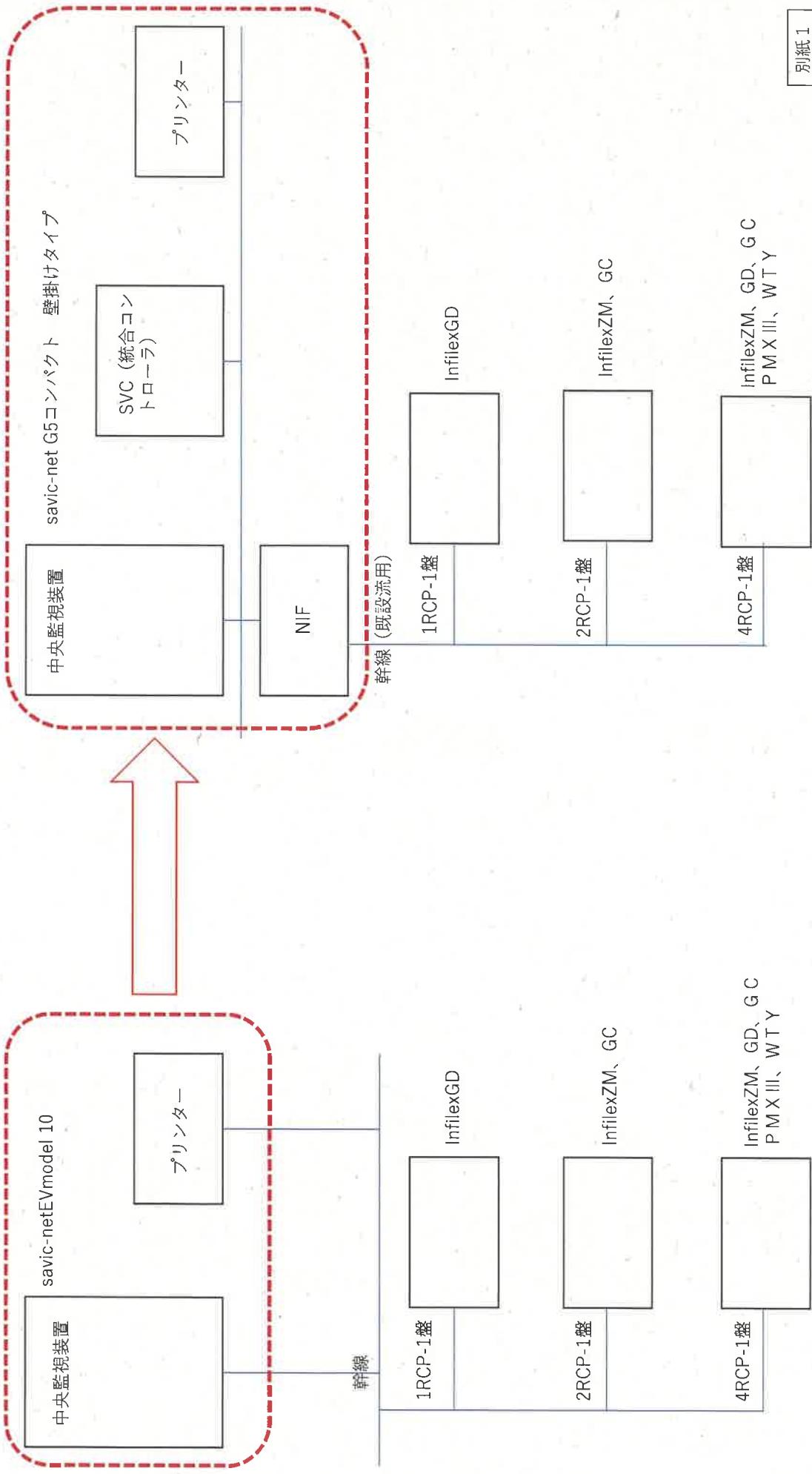
・保全に関する資料（標仕による他、使用した仕上げ品の品名品番リストとする。） 1部

（※目的物引渡時に、職員向けに取扱い説明を行うことを含む）

・その他、発注者が必要と認める書類

(7) 再委託の要件については、別紙のとおりとする。

佐賀公共職業安定所 中央監視装置更新 (savic-netEVmodel 10 (現在) から savic-net G5コントローラ (更新後) へ更新)



別紙 1

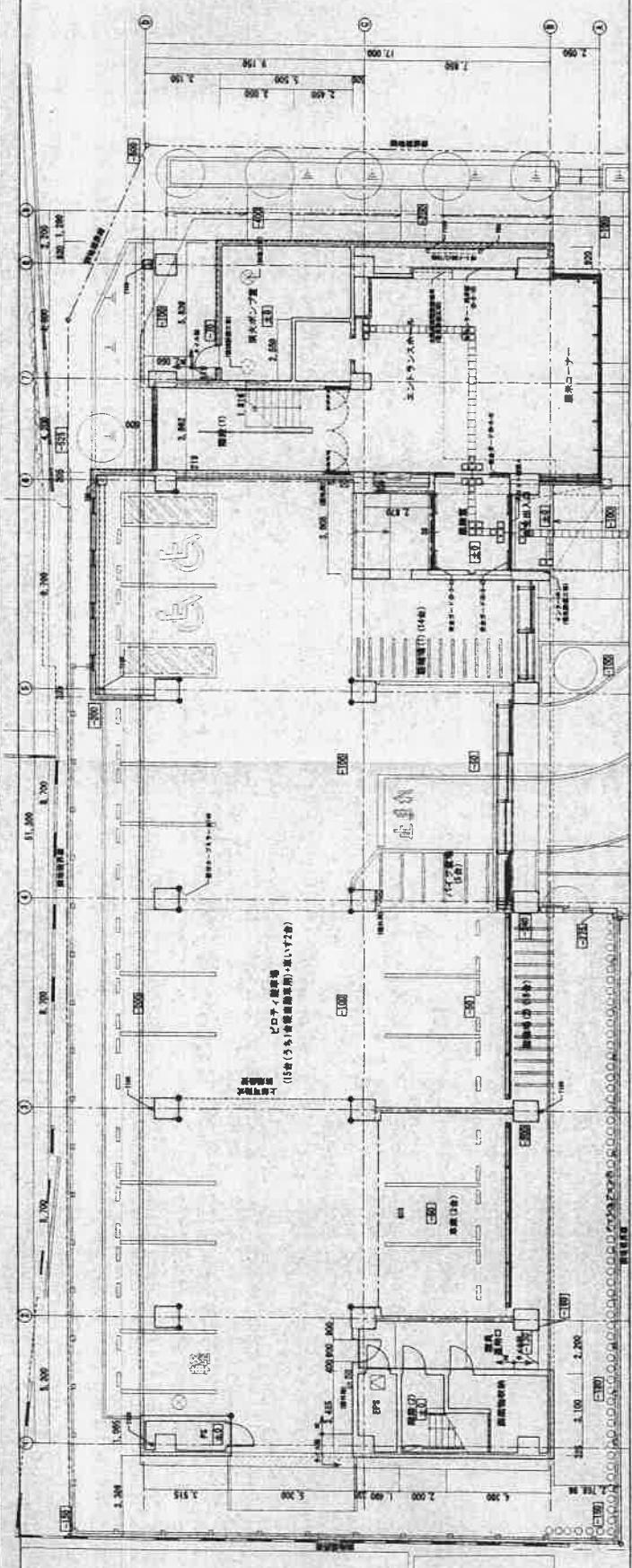
佐賀公共職業安定所中央監視装置更新工事

(別紙2)

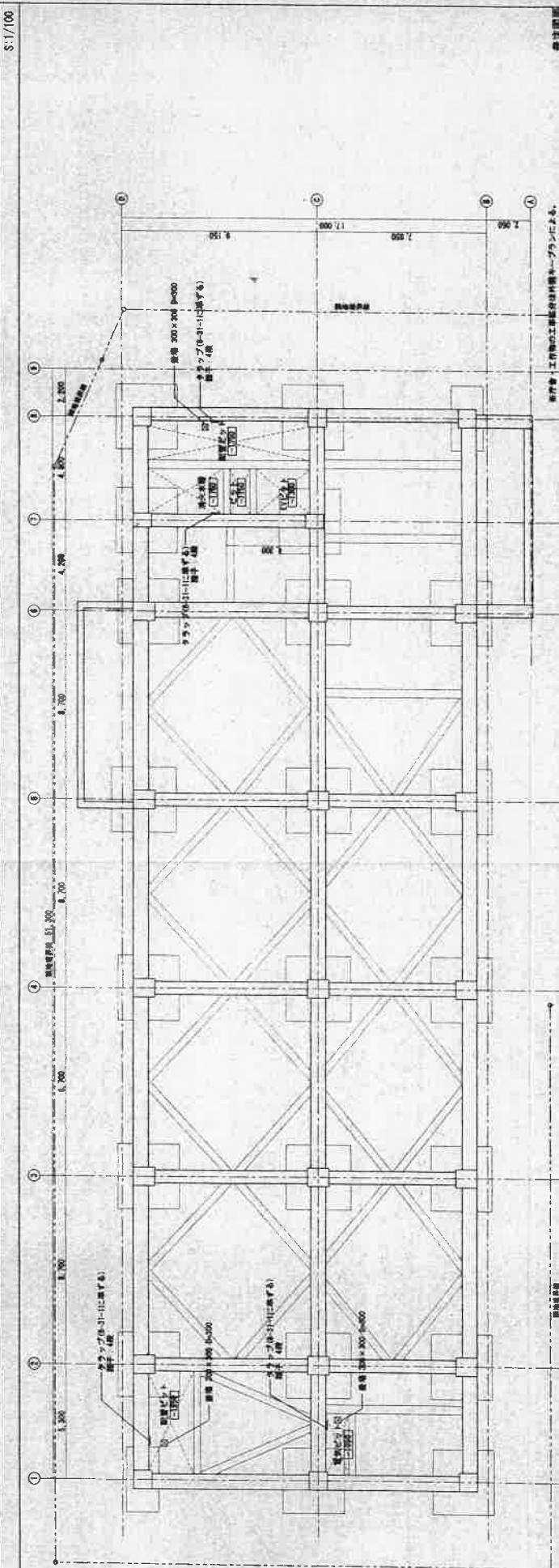
仕様書内訳

	名称及び仕様内容	数量	単位
(1)中央監視装置			
	中央監視装置	1.00	式
	savic-netG5 コンパクト		
	【管理点数500点】壁掛けタイプ		
	svc×1台		
	NIF×1台		
	NIF収納box		
	EthernetスイッチングHUB GS910×1台		
	USP(0.6KVA)×1台		
	【savic-netG5 ソフトウェア】		
	基本性能		
	アナログ 上下限監視		
	状態継続時間監視		
	活性経過時間監視		
	アンシエータ		
	データ集計		
	日週月年報		
	ログ		
	カレンダ		
	スケジュール		
	数値演算		
	条件演算		
	火災時制御		
(2)エンジニアリング費			
	エンジニアリング費(データ分析、作成、照合)	1.00	式
(3)試運転調整作業費			
	試運転調整作業費(データ投入、対向試験、現地動作確認)	1.00	式
(4)計装工事			
	ケーブル 600V-CV 2口X3C	3.00	m
	ケーブル CPEVS 0.9mmX1P	3.00	m
	吊材料費及び支持具	1.00	式
	雑材料・消耗品	1.00	式
	盤搬入費	1.00	式
	盤据付費	1.00	式
	結線費	1.00	式
	労務費	1.00	式
	雑工費	1.00	式
	交通費	1.00	式
	材料運搬費	1.00	式
	廃材処理費	1.00	式
	産業廃棄物処理費	1.00	式
(5)現場管理費			
	現場管理費	1.00	式
(6)諸経費			
	諸経費	1.00	式

通鑑本編

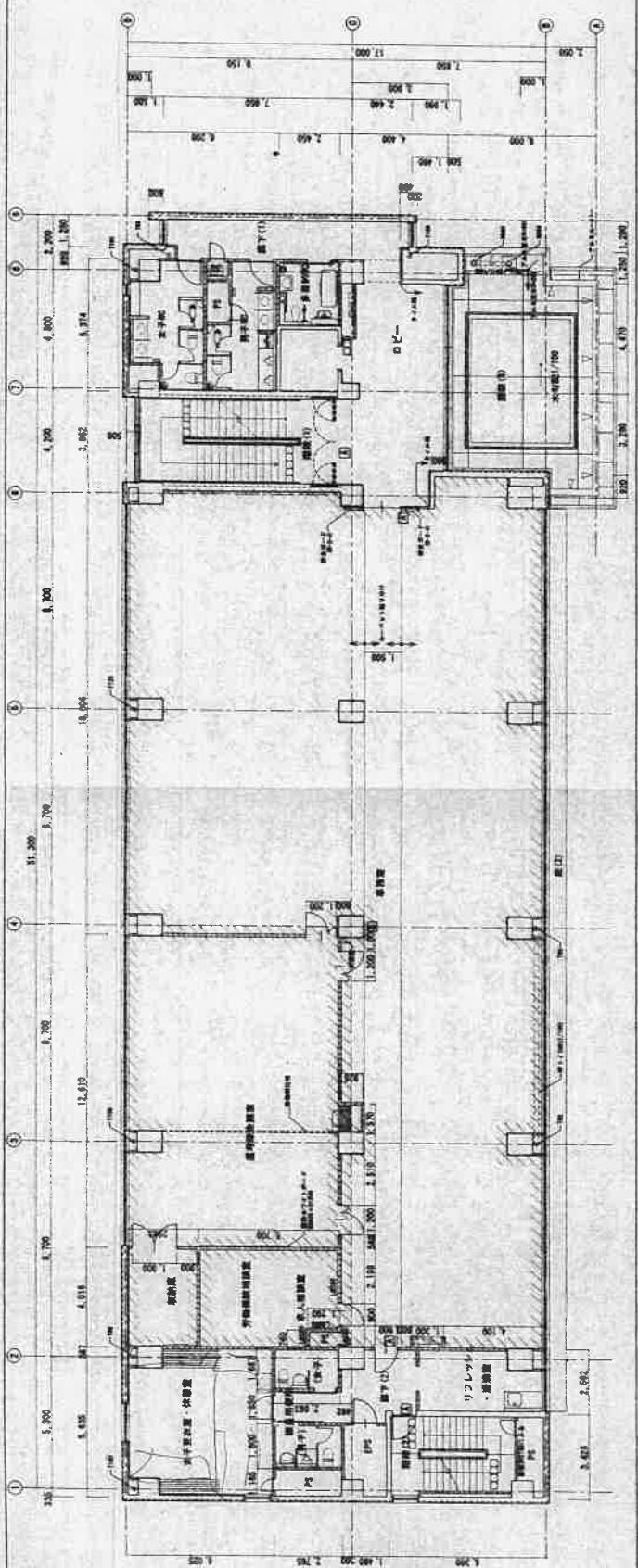


ビット開発平譜圖

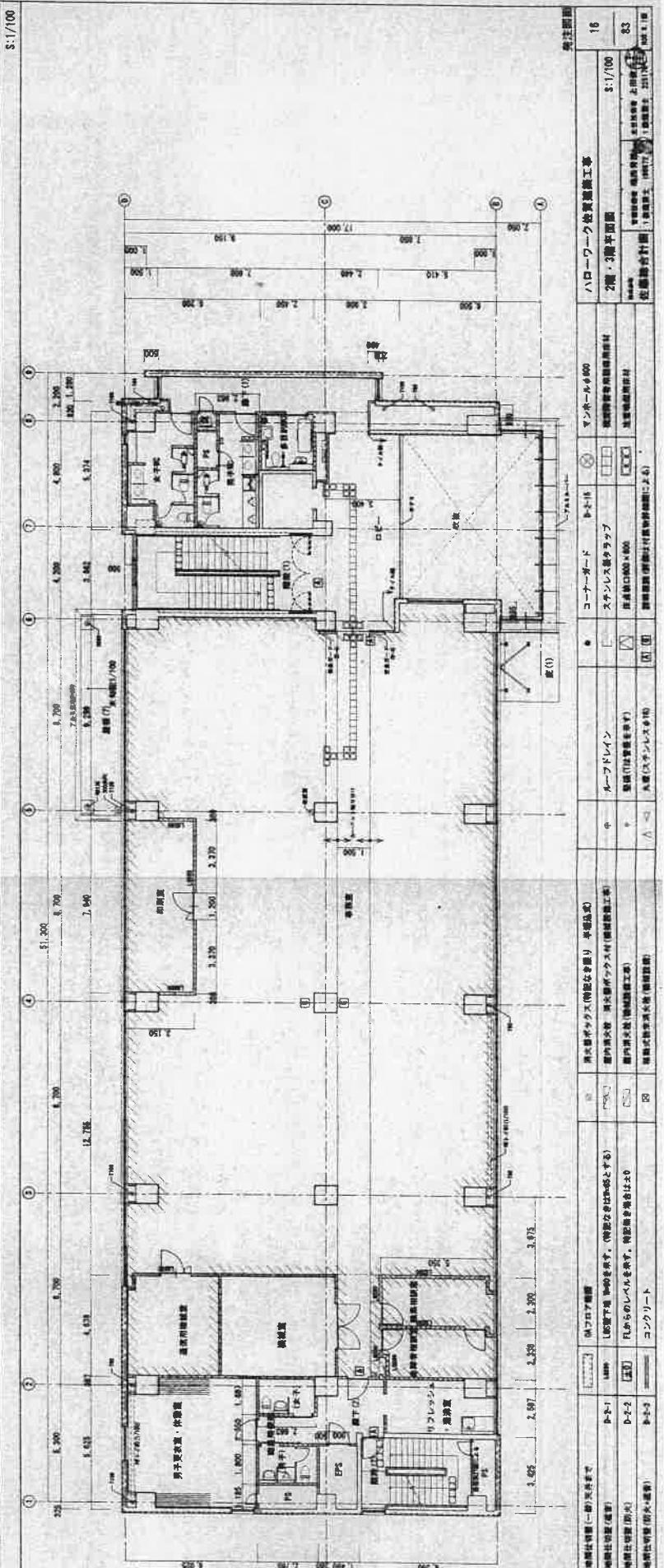


ビット開発平譜圖

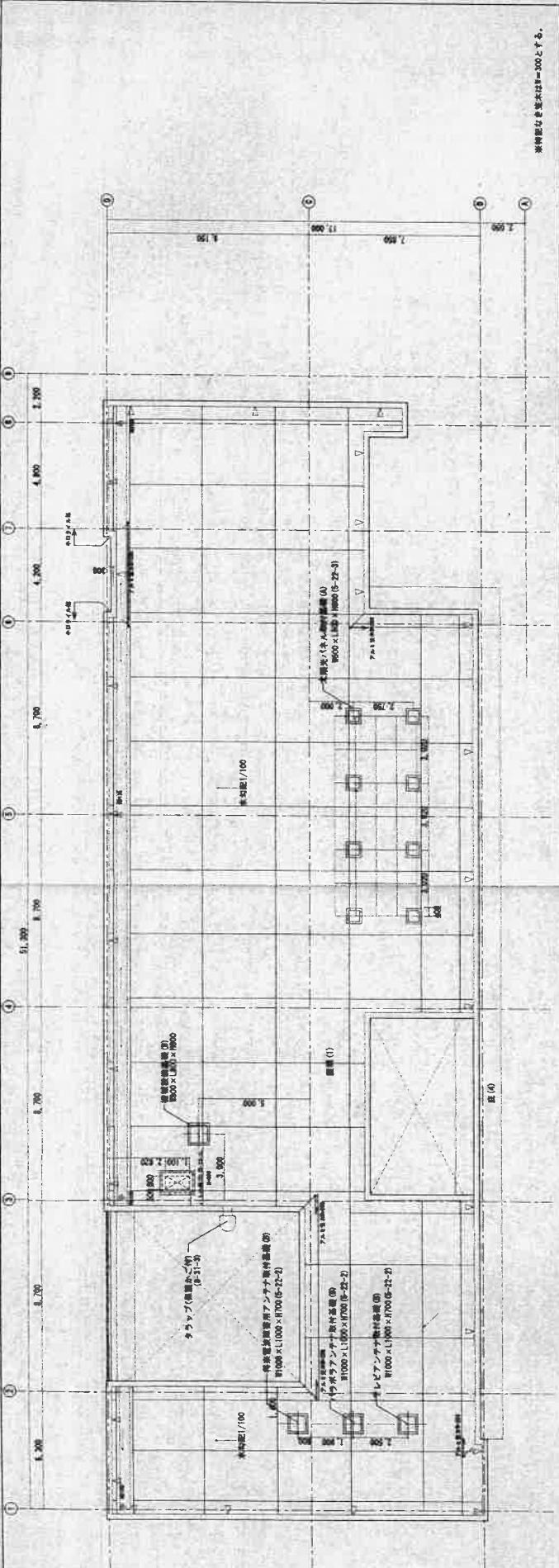
四庫全書



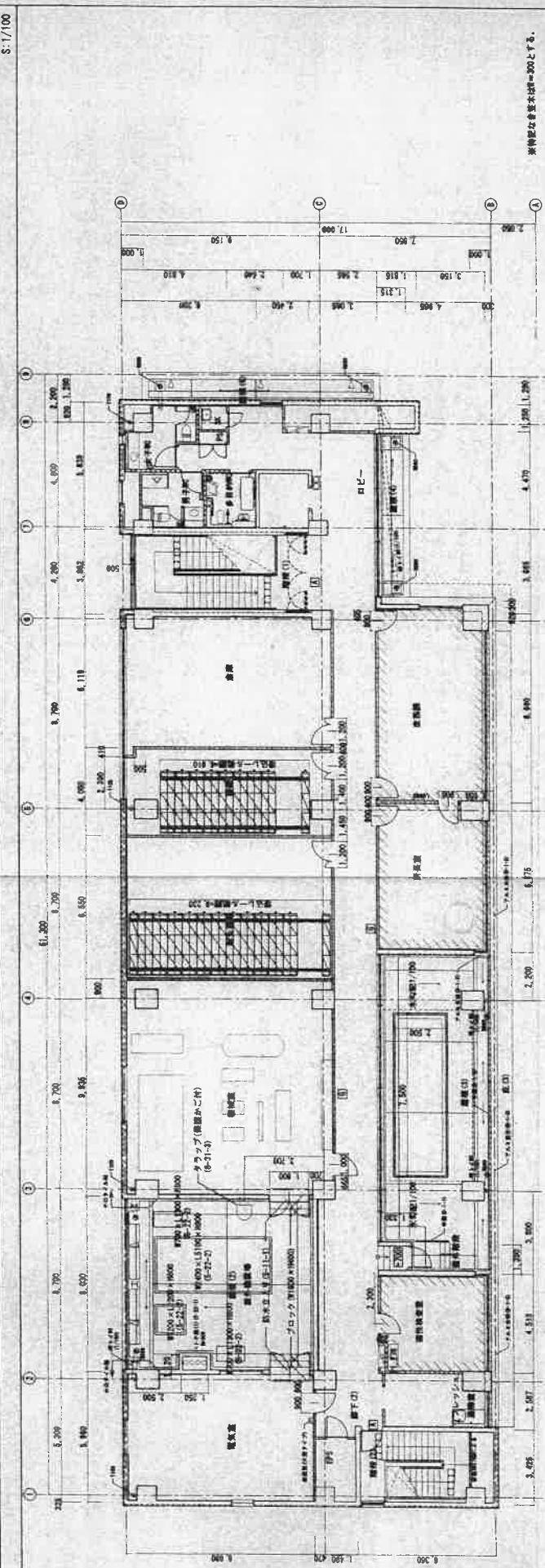
卷一百一十一



16



484



10

再委託についての要件

第1 再委託について

- (1) 契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）をふくむ。）に委託することはできない。
- (2) 委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は、再委託してはならない。
- (3) 契約金額に占める再委託契約金額の割合は、2分の1未満とすること。
- (4) 契約業者は、一部を再委託する場合には、「再委託に係る承認申請書」を提出し、支出負担行為担当官の承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りではない。
- (5) 委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、発注者に対し全ての責任を負うものとする。
- (6) 委託業務の一部を再委託するときは、この契約を遵守するために必要な事項について、再委託者と約定しなければならない。

第2 再委託先の変更

契約業者は、再委託先を変更する場合、当該再委託額が50万円未満の場合を除き、再委託に係る変更承認申請書を支出負担行為担当官に提出し、その承認を受けなければならない。

第3 履行体制

- (1) 契約業者は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を発注者に提出しなければならない。
- (2) 契約業者は、履行体制図に変更があるときは、速やかに履行体制図変更届出書を発注者に届け出なければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。
 - ・受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。
 - ・事業参加者の住所の変更のみの場合。
 - ・契約金額の変更のみの場合。
- (3) 前項の場合において、発注者は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、契約業者に対して変更の理由等の説明を求めることができる。